三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字洞山七二九九の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年一月二十八日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市古川町数河字神田野七一〇の三・字出ケ谷九四四の二・九五三の二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、岐阜市大字安食字志良古二六の一(次の図に示す部分に限る。)、高山市高根町野麦字上小谷五七四の六、滝町一一五五の三(次の図に示す部分に限る。)、一一九一の二、揖斐郡揖斐川町日坂字横谷一五三四の四から一五三四の六まで、一五三六(次の図に示す部分に限る。)、谷汲高科字引洞七九七の三五から七九七の四一まで、七九七の四三から七九七の四八まで、七九七の五〇、七九七の五一、七九八、七九九の一から七九九の三まで、字隠洞八〇六の八九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁並びに関係市役所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年一月二十八日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市木知原字三ツ谷一一七四の二、一一七五の一、佐原字姥洞五一一の一、五一二の九、五一三、字七洞五一四、根尾水鳥字魚金七〇四の九二、七〇四の一〇五、七〇四の一〇七、根尾大井字大井谷八二三、八三二の二〇、八三二の二三、八三二の二四、八三二の二六、八三二の七四、八三二の七五、八三八、八三九、根尾下大須字和井谷八七八の一、八七八の四、八八三の一、八八三の三、大垣市上石津町一之瀬字坂田一の一、四の一、六の一、七の一、八の一、八の二、九の一、一〇の一、一一の一、一二の一、一二の二、字多仁四二八の三、四三〇、字川西二三七五の一、二三七六の一、二三七七の一、二三七九、二三八一の一、二三八二の一、二三八三の一、二三八四の三、二三八六の一、二三八七の一、二三八九、二三九一、二三九二、二三九三の一、二三九三の三、二三九四の一、二三九六、二四〇二の一、二四〇二の二、二四〇二の三、二四一一の一、二四一一の二、二四一三の一、二四一三の三、二四一四の一、二四一四の三、二四一五の一、二四一五の二、二四一六の一から二四一六の三まで、二四一七、二四一九、二四二〇の一、二四二一の一、二四二一の二、二四二八、二四六二の四、二四六三、二五八二の四九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年一月二十八日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　岐阜県本巣市根尾松田字道谷二六一の一から二六一の五まで、二六一の一〇から二六一の一二まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年一月二十八日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　岐阜県関市洞戸市場字赤祖父六七八の三、七一一の二、洞戸小坂字トチノキ洞一八四八から一八五〇まで、字汁谷一八六六、一八六七、洞戸菅谷字フタマタ一一二二の一、一一二六の一、一一二七、字笹ケ洞一四〇八、一四一一、一四一四、一四一五、一四一六の一から一四一六の六まで、一四一七、板取字奥牧二四九六の五、字松場道上二五〇二、字三洞五八七一の一一、上之保字向井田三六一五の一、字保木ノ元三六三一の二、三六三二、三六三三の一、三六三四の一、三六三四の二、三六四七、三六四八の一、字三洞五八七一の一一・字井去六〇七〇・六〇七四・六〇八一の一・六〇八四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十三年一月二十八日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　秋田県秋田市河辺岩見字先立沢四〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)